

伝一条教房筆源氏物語断簡考

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本文学研究専攻 瀧山 嵐

要 旨

室町時代中期の公卿である一条教房（一四二三～一四八〇）を伝称筆者とする『源氏物語』断簡が存する。従来、「葵」・「常夏」・「野分」・「若菜上」・「柏木」巻の五巻が知られていたが、近時、鶴見大学図書館蔵「早蕨」巻一葉が新たに加わり、重要文化財に指定される定家本『源氏物語』（個人蔵）の忠実な模写であることが報告された（高田信敬論文）。本稿では、新たに見出した学界未報告の「花散里」巻断簡二葉を考察対象に加えて、計七巻六四葉の断簡を対象に書誌事項に基づいて諸巻の情報を整理し、特に注記を有する「若菜上」巻断簡について検討する。

筆蹟に基づく諸巻の分類は、先行研究で見解が分かれている。本稿では、（一）当該断簡群の和歌の書式、（二）字母の共通する複数語句の筆蹟とその使用例、（三）行間注記の有無と書式の三点に基づき、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻を同筆かつ同一グループの写本であることを実証する。

「常夏」・「野分」・「若菜上」巻の三巻は、本行本文の行間に注を有する。注記の伝称筆者は、江戸時代の古筆見の鑑定において教房の父兼良とされており、筆蹟も概ね真筆と認められている。従来、注記内容については、南北朝時代に成立した四辻善成著『河海抄』の説からの引用が多く、室町時代に成立した一条兼良著『花鳥余情』の説との関連性が希薄であると指摘され、当該断簡が『花鳥余情』の利用を前提としていると位置付けられてきた（高田信敬論文）。しかし、「若菜上」巻断簡の注記を再検証すると、『花鳥余情』独自の説だけでなく、鎌倉時代に成立した素寂著『紫明抄』独自の説を引用する事例が認められる。つまり、当該断簡の注記は、『紫明抄』・『河海抄』・『花鳥余情』の三書における各説を参照しつつ、選別したうえで注として記す傾向がある。当該断簡は、網羅的に先行注釈書の文言を取捨選択して集成したり、自説を述べたりするのではなく、本文を読解するための実用的な写本としての性格を有する。当該断簡の注記は、写本の限られたスペースに読解の一助となる和歌や古記録に関する注釈書の文言をはじめ、人物比定や物語内容に関する短文の解釈、漢字のルビを適宜、メモ書きのように記している点に特徴がある。以上の注記の検討に基づくと、当該三巻の断簡は、文明四（一四七二）年の『花鳥余情』成立以後、兼良が、所持していた教房筆本に注を書き込んだ写本であると位置付けられる。

キーワード：源氏物語 古筆切（断簡） 写本 古筆見 一条教房 一条兼良 古注釈

On *The Tale of Genji* Fragments Attributed to ICHIJŌ Norifusa

TAKIYAMA Arashi

Department of Japanese Literature,
School of Cultural and Social Studies,
The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI

Summary

This study examines *kohitsu-gire* fragments of *The Tale of Genji* attributed to Ichijō Norifusa (1423–1480), a mid-Muromachi court noble. Until recently, only five chapters (“Aoi,” “Tokonatsu,” “Nowaki,” “Wakana jō,” and “Kashiwagi”) were known. More recently, a fragment of the “Sawarabi” chapter, preserved in the Tsurumi University Library, was identified as a precise copy of the Teika manuscript (privately owned, designated an Important Cultural Property). In this paper, the author further incorporates two newly identified and previously unreported fragments of the “Hanachirusato” chapter. Altogether, this study deals with seven chapters and fifty-nine fragments, gathering and systematizing bibliographical data and focusing on those fragments that retain annotations.

The classification of these fragments by calligraphic features has long been a matter of scholarly debate. In order to reconsider the issue, this study applies a threefold method: (1) the format of waka within the text, (2) the orthographic features of recurring characters and phrases, and (3) the presence and format of interlinear annotations. On this basis, the “Tokonatsu,” “Nowaki,” and “Wakana jō” fragments can be attributed to the same handwriting and regarded as part of the same manuscript group.

A distinctive feature of these three chapters is the presence of annotations inserted between the lines of the main text. Conventionally, these annotations have been ascribed to Norifusa’s father, Ichijō Kanera (1402–1481), and the handwriting has largely been regarded as his own. Kanera is known as the author of *Kachō yosei* (1472), one of the most important Muromachi-period exegetical texts on *Genji*. Previous scholarship has emphasized that the annotations draw extensively on Yotsutsuji Yoshinari (1326–1402)’s *Kakaishō* (ca.1362–1367), while exhibiting little direct relation to *Kachō yosei*, and thus has considered them to presuppose its use. A re-examination of the “Wakana jō” fragment, however, reveals citations not only from *Kachō yosei* but also from *Shimeishō* (ca.1293) by Sojaku (Unknown), in addition to *Kakaishō*. In other words, the annotations selectively cite across multiple commentaries, rather than simply compiling them or proposing original interpretations.

These findings indicate that the fragments should be understood not as comprehensive exegetical works but as practical manuscripts for reading, where brief notes were added within the limited margins: identifications of characters, short interpretations, references to waka and historical records, or occasional furigana.

Overall, the evidence suggests that after the compilation of *Kachō yosei* in 1472, Kanera himself annotated Norifusa’s copy of *The Tale of Genji*.

Key words: *The Tale of Genji*. *kohitsu-gire* fragments, manuscript, appraisers of old handwriting, Ichijō Norifusa, Ichijō Kanera, old commentary

はじめに

一 書誌

二 先行研究の問題点と新たな分類案

三 「若菜上」巻断簡の注記内容

四 成立時期

結び

はじめに

室町時代中期の公卿である一条教房（一四二三～一四八〇）を伝称筆者とする『源氏物語』断簡が存する。小松茂美『古筆学大成』（講談社）は、「葵」巻五葉・「常夏」巻四葉・「野分」巻二葉・「若菜上」巻二四葉・「柏木」巻一葉の計五巻三六葉の図版を掲出している⁽¹⁾。小林強「源氏物語関係古筆切資料集成稿」は、「葵」巻五葉・「常夏」巻六葉・「野分」巻四葉・「若菜上」巻三〇葉・「柏木」巻一葉の計五巻四六葉の所在情報を報告している⁽²⁾。上記の諸巻に加え、近時、高田信敬は、鶴見大学図書館所蔵「早蕨」巻断簡が、重要文化財に指定される定家本『源氏物語』（個人蔵）の忠実な模写であることを報告している⁽³⁾。

本稿では、先行研究で取り上げられた六巻に加え、新たに見出した「花散里」巻断簡二葉を含めた計七巻六四葉の断簡（本稿末尾の【表四】参照）を対象に、特に行間注記を有する「常夏」・「野分」・「若菜上」巻の書誌事項の分析と検討を通して、伝教房筆『源氏物語』断簡の位置付けを行なう。なお、本稿で用いる「断簡〇」の通番は、本稿末尾の【表四】の通番と対応している。

一 書誌

《「葵」巻》

八葉掲出。元の書形と形態は、四半形の冊子本。一面一〇行書きの法量は、断簡1が縦二七・〇×横一九・八糎。字高は、平均二二糎。和歌は、改行二字下げで末尾は地の文に接続する（断簡7）。断簡2・5・6に古筆了雪（一六二一～一六七五）の極札が付属する。本文は、青表紙本系統。断簡7の影印に朱点と朱合点の二種の符号が存するが、他の六葉のツレには朱の句読が見られない。注記なし。断簡3・4・5の本文では、ウ音便の語に対して「く」と墨で傍記される。他の六巻の断簡のいずれとも筆蹟が異なる。

《「花散里」巻》

二葉掲出。現状、学界に未報告の断簡。元の書形と形態は、四半形の冊子本。一面九行書きの法量は、断簡1が縦二三・〇×横一三・五糎、断簡2が縦二四・〇×横一五・六糎。字高は、平均二二・二糎。「花散里」巻には全四首の和歌が存するが、和歌を含む断簡は現状見出せていない。断簡1・2にともに平塚平兵衛（生没年未詳）の極札が付属する。極札裏面に「右宗屋」の黒長方を有するが鑑定年月は未詳。本文は、青表紙本系統。尊経閣文庫蔵定家本「花散里」巻本文とは異なり、当該断簡との関連は認められない。朱点・朱合点あり。注記なし。九行書きの断簡2の左端の裁断箇所に行の文字が見えることから、少なくとも一〇行分の本文を有する。他の六巻の筆蹟のいずれとも一致せず、各字が丸みを帯びた定家流の書きぶりで連綿も少ない。

《「常夏」巻》

七葉掲出。元の書形と形態は、四半形の冊子本。一面一〇行書きの法量は、断簡3が縦二五・八×横一八・二糎、断簡4が縦二五・七×横一八・〇糎。字高は、平均二二糎。和歌は、改行三字下げで末尾は地の文に接続する（断簡2・7）。断簡1に古筆本家初代了佐（一五七二～

一六六二)の極札、断簡5に古筆本家六代了音(一六七四〜一七二五)の極札がそれぞれ付属する。本文は、河内本系統。朱点・朱合点あり。注記あり。「野分」巻と「若菜上」巻断簡と同筆でツレと判断できる。

《「野分」巻》

三葉掲出。元の書形と形態は、四半形の冊子本。一面九行書きの法量は、断簡2が縦二五・二×横一四・二糶。字高は、未測定。和歌は、改行三字下げで末尾は地の文に接続する(断簡2)。断簡2に古筆本家六代了音の極札、断簡3に古筆本家初代了佐と二代畠山牛庵(一六二五〜一六九三)の極札がそれぞれ付属する。本文は、河内本系統。朱点・朱合点あり。注記あり。「常夏」巻と「若菜上」巻断簡と同筆でツレと判断できる。

《「若菜上」巻》

三九葉掲出。元の書形と形態は、四半形の冊子本。一面一〇行書きの法量は、断簡7が縦二五・八×横一八・五糶、断簡13が縦二五・七×横一八・三糶、断簡19・20がともに縦二五・四×横一九・五糶。字高は、平均二二糶。断簡19の右端と20の左端にある余白に等間隔の綴穴痕があるため、装訂が袋綴装であると判断できる。さらに、断簡38・39は、本文が接続する断簡であり、原本調査をした断簡38にある四箇所の虫損が、影印本に載る断簡39において線対称の位置にあることが確認できる⁽⁴⁾。ここから袋綴一紙のうち断簡38がオモテの五〜一〇行目、断簡39がウラの一〜八行目に相当することが判ぜられる。さらに、断簡37の影印本にも断簡38と同形の虫損を視認でき、断簡38・39の前丁オモテ七〜一〇行目に相当することが明らかとなる⁽⁵⁾。つまり、この虫損は、分割前の冊子本の時から存していたのである。和歌は、改行三字下げで末尾は地の文に接続する(断簡11・12)。断簡34に古筆本家初代了佐の極札、断簡23・24に古筆本家二代了榮(一六〇七〜一六七八)、断簡3・7に古筆本家六代了音、断簡37に古筆本家五代了珉(一六四五〜一七〇一)、断簡

12に神田家四代道伴(一六七八〜一七四九)、断簡38に初代朝倉茂入(生没年未詳)の極札がそれぞれ付属する。本文は、河内本系統。朱点・朱合点あり。注記あり。「常夏」巻と「野分」巻断簡と同筆でツレと判断できる。

《「柏木」巻》

四葉掲出。元の書形と形態は、四半形の冊子本。法量と字高は、未測定。断簡2・3・4は、本文一〇行書き。和歌は、改行二字下げで末尾は地の文に接続する(断簡1)。断簡2に古筆別家三代了仲(一六五六〜一七三六)、断簡4に神田家四代道伴(一六七八〜一七四九)の極札がそれぞれ付属する。本文は、青表紙本系統。朱点・朱合点なし。注記なし。他の六巻の断簡のいずれとも筆蹟が異なる。

《「早蕨」巻》

一葉掲出。元の書形と形態は、四半形の冊子本。図版と書誌情報は、高田信敬の報告に拠る⁽⁶⁾。一面九行書きの法量は、縦二四・三×横一六・四糶。字高は、約二二糶。和歌は、改行二字下げで末尾は地の文に接続する。初代朝倉茂入の極札が付属する。重要文化財指定の定家本『源氏物語』「早蕨」巻(個人蔵)の忠実な模写本。本文は、青表紙本系統。他の六巻の断簡のいずれとも筆蹟が異なる。

以上の書誌情報について幾つか言及を加える。まず、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡の本文は、河内本系統であり、他方、「葵」・「花散里」・「柏木」巻断簡の本文は、青表紙本系統である。また、「早蕨」巻は、定家本「早蕨」巻(個人蔵)の忠実な模写本である。現状、「早蕨」巻断簡を除く、他の六巻の断簡本文と特定の伝本との直接的な影響関係を認めるための傍証は、見出せていない。

次に、伝称筆者を一条教房と鑑定する古筆見について検討する。教房を伝称筆者とする『源氏物語』断簡は、文化五(一八〇八)年刊『古筆名葉集』をはじめ、安政五(一八八五)年刊『増補古筆名葉集』(外題

「新撰古筆名葉集」・見返題「増補新撰古筆名葉集」や、神田家四代道伴が作成に関与したとされる『古筆切名物』(京都市歴史資料館蔵本。請求記号DIGRKTORSー一三六)などには採録されていない。古筆別家二代了仲著『古筆切名物』(静嘉堂文庫蔵本)には、教房の項に「源氏切 四半只紙」と見られる(7)。また、『古筆家秘書』(内閣文庫蔵本)には、「四半 八寸八分 九行 源氏/同 八寸四分 十行 同」とあり、『古筆切目安』(静嘉堂文庫蔵本)には、「源氏切 上」とある(8)。他方、前掲の了仲著『古筆切名物』と近い内容を有する『類葉集』(池田家本)には、「源氏切 四半只紙」とあり、古筆本家七代了延(一七〇三ー一七七四)撰とされる『古筆類葉集』(蓬左文庫蔵本)には、「源氏切 上」とある(9)。以上、『源氏物語』断簡は、古筆本家・別家の手控え台帳の類では広く認知されていたと思しい。

古筆家初代了佐の極札は、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻に、二代了栄の極札は、「若菜上」巻にそれぞれ付属する。現段階での調査範囲で言えば、最初期の古筆家の鑑定は、これら三巻に集中していたと考えられよう。他方、「葵」巻断簡三葉に付属する古筆了雪の極札や、「花散里」巻断簡二葉に付属する平塚平兵衛の極札に基づく、当該断簡群を巻ごとにかつ、鑑定した古筆見ごとに分類する方法も有効だろう(10)。

二 先行研究の問題点と新たな分類案

一条教房を伝称筆者とする一連の『源氏物語』断簡のうち注記を含む断簡について、古筆見の鑑定の通り、本文を一条教房、注記を一条兼良が書写したと判断できるのか。先行研究の指摘を整理・再検証しつつ検討する。

当該断簡群の筆蹟に関して小松茂美は、「了佐の生きた時代には、それぞれに筆者の自筆奥書や、書写時から遠からぬ時期の識語などを伴う室町時代の冊子本や卷子本が、いくつも遺存していた可能性が充分にある。したがって、その筆者鑑定は信憑性が高い」と説き、教房の自署名

短冊一葉と比較し、「まぎれもなく同筆」と結論したが、「柏木」巻のみは「書風・寸法ともに自筆本に近いが、これは原本を見ながら写した臨模本」であり、他の巻の断簡とは異筆であると解する(11)。後に中葉芳子は、「常夏」巻断簡一葉の解題で「一条教房と伝えるこの源氏物語の断簡の筆跡と教房の短冊の筆跡とを比較してみると、共に定家様で、同筆と認められる。(中略)葵・常夏・野分・若菜上・柏木巻のツレが伝存していることから考えて、五十四帖すべてを教房一人で書写したものであったと推察される」と説き、本行本文の書写者について小松の指摘を踏襲する(12)。

他方、先の二氏とは異なる見解として高田信敬は、下記の通り説述する。

しかし葵巻とそれ以外とは明らかに異筆、常夏巻以下は纏まって同筆ともみられようが、常夏・野分と若菜上とは酷似する筆跡ながら別手ではないか。そしてまた柏木もさらに異なる筆つきである。もし教房の筆跡を求めるならば、常夏・野分と若菜上の切のいずれか。すなわち伝教房筆の断簡から推測される『源氏物語』が仮に一具のものであるならば、それは四筆以上の寄り合い書きとなる。(13)

各巻毎に筆蹟が異なるとの指摘は、首肯される。筆蹟に関する三氏の見解を略解すると下記の通りである。

【小松説】「葵」・「常夏」・「野分」・「若菜上」巻：真筆／「柏木」巻：異筆

【中葉説】「葵」・「常夏」・「野分」・「若菜上」・「柏木」巻：真筆
【高田説】「葵」巻：異筆／「常夏」・「野分」巻：真筆？／

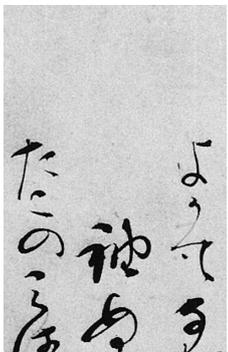
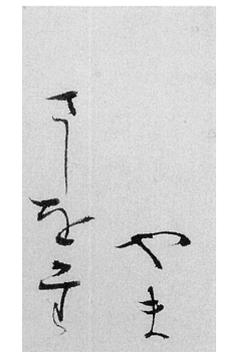
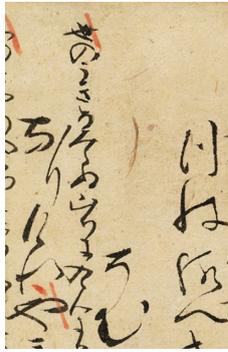
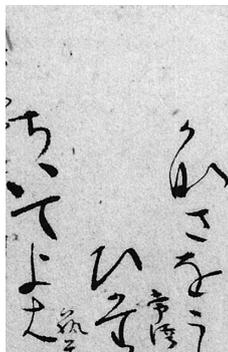
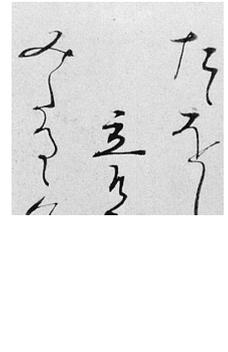
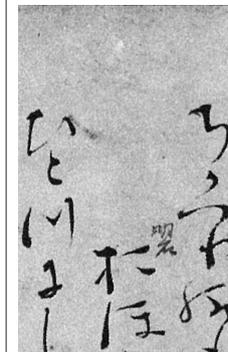
「若菜上」巻：真筆？／「柏木」巻：異筆
たしかに、『古筆学大成』掲載の短冊の筆蹟と断簡の仮名・漢字とを

それぞれ比較すると、定家流の書きぶりが見られ、書流の近似性は認められる⁽¹⁴⁾。しかし、つぶさに単字の書体・書形と連綿の運筆のあり方を比較すると、必ずしも筆蹟が同一で、両者同筆と結論するには早計であると思われる。のみならず、諸巻の断簡の中でも筆蹟は一定せず、複数の筆が認められる。小松・中葉の見解の問題点は、断簡と比較する際の筆蹟資料が教房の短冊一葉のみに依拠していることである。教房の自筆・真筆資料は僅少であるため、容易に十分な比較資料を集成することは困難である⁽¹⁵⁾。だが、短冊に限ってみても、国文学研究資料館蔵短冊手鑑『筆陳』(九九―二〇二)に一葉、国立国会図書館蔵短冊手鑑『手鏡』第二帖(WA四八一―)に一葉とそれぞれ存し、また版本ながら慶安四年刊行『大手鑑』に一葉が摸され、計四葉分の短冊を活用できる。

また、高田の指摘について、諸巻の断簡が一筆に成るものではなく、複数の筆蹟グループに分類される点は肯定できるが、「常夏・野分と若菜上とは酷似する筆蹟ながら別手ではないか」とする推論と、「もし教房の筆蹟を求めるならば、常夏・野分と若菜上の切のいづれか」とする推断には再考の余地がある⁽¹⁶⁾。結論を先に述べると、本稿の立場は、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻の三巻がともに同筆であると判断する。その根拠は、主に和歌の書式、共通する字母を使用する語句の筆蹟とその使用例、行間注記の有無と形式の三点に見出すことができる。

まず、当該断簡群の和歌の書式について検討する(【表一】参照)。和歌を含む断簡は、「葵」巻断簡7、「常夏」巻断簡2・7、「野分」巻断簡2、「若菜上」断簡11・12、「柏木」巻断簡1、「早蕨」断簡1の計八葉を数える。「葵」・「柏木」巻断簡、および定家本を忠実に臨模した「早蕨」巻断簡は、いずれも二字程度の字下げで和歌が記される。一方、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡は、三者ともに三字程度の字下げで和歌が記される(「若菜上」巻断簡12における行頭から和歌の書き出しまでの法量は二・三種)。一具の『源氏物語』写本において複数の巻を同じ人間が

【表一】 諸巻の和歌の字下げ

 <p>「葵」巻断簡7 二字分の字下げ</p>	 <p>「若菜上」巻断簡11 三字分の字下げ</p>
 <p>「常夏」巻断簡2 三字分の字下げ</p>	 <p>「若菜上」巻断簡12 三字分の字下げ</p>
 <p>「常夏」巻断簡7 三字分の字下げ</p>	 <p>「柏木」巻断簡1 二字分の字下げ</p>
 <p>「野分」巻断簡2 三字分の字下げ</p>	

書写する場合、筆蹟の他に、和歌の書き出しの形式が統一されているか否かも、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻がツレであることを実証するための判断基準の一つとなるだろう。

次に共通する字母を使用する語句の筆蹟と、その使用例について、「たまふ」の語を例に検討してみたい(【表二】参照)。「たまふ」の語が用いられた本文を有する断簡は、下記の一〇例である。

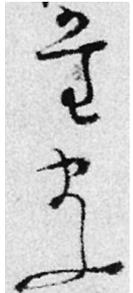
- ・「葵」巻…二例(断簡8の三・五行目)
- ・「花散里」巻…一例(断簡2の六行目)
- ・「常夏」巻…二例(断簡1の一行目・断簡5の三行目)
- ・「野分」巻…一例(断簡2の四行目)
- ・「若菜上」巻断簡…四例(断簡1の五行目・13の四行目・20の三行目・21の五行目)

「葵」巻が「多末不」、「花散里」巻が「太末不」である一方で、刮目すべきは、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡がいずれも「堂末不」とする点である。筆蹟のみならず、特定の語の字母の使用例まで共通する点をも踏まえると、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡がツレであることの信憑性が高くなる。

最後に行間注記の有無と形式について検討する。本稿にて調査対象とした断簡につき行間注記の有無と、その内容について悉皆的に調査した(本稿末尾【表四】参照)。注記内容は、(一)人物比定、(二)漢字ルビ、(三)典拠となる和歌や記録書の引用の三種に分類できる。「花散里」・「柏木」・「早蕨」巻には行間注記が見られない。「葵」巻断簡には、上記三種の注記はなく、断簡3・4・5の本文に「かなしう」のごとく、ウ音便の箇所には「く」が併記されるのみである。このウ音便の注記は、他の巻の断簡には見られない。「葵」巻断簡独自の書き入れである。

特に留意したいのは、(三)典拠となる和歌や記録書の引用の注記を有する「常夏」巻三葉(断簡3・4・7)・「野分」巻一葉(断簡1)・「若

【表二】諸巻の「たまふ」の字母と筆蹟

	「葵」巻断簡8 五行目		「野分」巻断簡2 四行目
	「常夏」巻断簡1 一行目		「若菜上」巻断簡13 四行目
	「常夏」巻断簡5 三行目		「若菜上」巻断簡20 三行目
	「葵」巻断簡8 五行目		「若菜上」巻断簡21 五行目

菜上」卷一二葉（断簡1・8・9・10・12・14・15・20・21・24・25・33）の三巻の断簡である。和歌に関する注記には、いずれも朱合点を有する点で概ね共通する。

以上、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡における和歌の書式と、特定の語句の筆蹟およびその使用例と、行間注記の書式との共通性に鑑みると、「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡はいずれも同筆でツレであると判断できる。なお、上記三巻が教房真筆か否かについては、短冊における文字の筆順・運筆・書体に留意し比較検討したところ、教房の筆に成ると認め得るが、現状、比較対象の筆蹟資料が僅少であるため、筆蹟のみに基づく判断には慎重な立場を取るべきであろう。

三 「若菜上」巻断簡の注記内容

教房と兼良とが「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡を書写したとする点について、筆蹟とは別に注記内容の検討からその蓋然性を高めてみたい。これら断簡群に存する注記について小松茂美は、『源氏物語』の本文書写という大業の上に、一条教房みずから『源氏物語』の注釈に似た姿が垣間見られるのである」と、本文と注記のいずれも教房の一筆に成ると指摘する⁽¹⁷⁾。しかし、本行本文と注記との筆蹟は、明らかに異筆であるため、教房との事績の対照には存疑である。

他方、中葉芳子は、「墨筆による書き入れ注は、教房の父兼良の筆と思われる、兼良の息子への教授のほどが窺われて興味深いものとなっている」と、兼良の筆に成ることを認めたくえで、兼良と教房父子により書写された資料であると位置付ける⁽¹⁸⁾。また、高田信敬は、「実物を見る限り、本文とは別筆―特に漢字は差が大きい―と認められ、極めの通り兼良筆と言つてよからう」と説き、比較すべき筆蹟資料として冷泉家時雨亭文庫蔵『伊勢物語愚見抄』を掲げている⁽¹⁹⁾。

断簡に見える注記内容について高田は、下記の通り纏める。

書入れの内容は兼良の著作『花鳥余情』と関わりが薄く、『河海抄』に近い。(中略) 他のツレに存する書き入れも『河海抄』の指摘する引歌を転記したものが多く、『花鳥余情』と関連する項目は、現存資料の範囲において稀である。(中略) とにかく細字書き入れには問題が多く残る。ついでに記すと、『花鳥余情』は『河海抄』の遺漏を補い錯誤を訂する目的で編まれた注釈ゆえ、『河海抄』の記述を正しいと認めた場合、『花鳥余情』はそれに言及しないのが基本姿勢である。ゆえに『花鳥余情』は『河海抄』を手元に備えていないと十分な効果を發揮しない。諸注集成を意図する著作とは異質なのだから。よって伝教房筆源氏物語切書き入れに『河海抄』の引用が多いことは、『花鳥余情』の利用を前提としているのかもしれない。⁽²⁰⁾

高田は、断簡の注記と兼良の『花鳥余情』との関連性が希薄であり、注記に『河海抄』からの引用が多いことを踏まえ、『花鳥余情』の利用を前提としている可能性を指摘する。断簡の注記には、『河海抄』の説を多く含み、『花鳥余情』と併用することが前提にあるとの指摘は、実用的な観点による位置付けとしても理にかなった説明であり、注目される。ただし、断簡の注記内容を再検証すると、『花鳥余情』との関連性が希薄であるとは言えないため、再考する必要がある。伝存数の多い「若菜上」巻断簡の注記について言えば、本稿に掲げた全三九葉のうち注記を含むのは一二葉ある。たしかに、高田の指摘の通り、『河海抄』の説を引く注記は、計一〇葉の中に一二箇所にある。しかし、断簡五葉の中には、先行する『源氏積』・『紫明抄』・『河海抄』等の古注釈書の説には見られない、『花鳥余情』独自の注記が計七箇所存するのである(断簡1・9・10・12・15)。当該五葉の注記を順に確認する(表三)参照。

《断簡1》(一〇二六頁五～一二行目)

もをはさらにもいはすはかなき御あそひものまですこし

ゆへあるかきりをはた、この御かたにとりわたしたて

まつらせたまひてそのつきくをなんことみこたちには御

処分

そふむともありける春宮はか、る御なやみにそへて世

承平四年朱雀院御処分事有李部王記

をそむかせたまへき御心つかひになんときかせ給てわ

承香殿女御ひけくろの大將の妹也

たらせ給へりは、女御もそひきこえさせ給てまいりた

まへりすぐれたる御おほえにしもあらさりしかと宮のかく

ておはします御すくせのかきりなくめてたければとし

ころの御物かたりこまやかにきこえさせ給けり宮に

もよろつの事世をたまち給はん御心つかひなときこえ

四・五行目の行間の注記「承平四年朱雀院御処分事有李部王記」は、

『花鳥余情』の「そのつきくをなんことみこたちには御そふんとも有

ける」に対する注「宇多天皇御門をは御出家の、ち朱雀院と申侍り 承

平四年に朱雀院御処分の事あり 吏部王記に見えたり」に相当する。『花

鳥余情』では、漢字と仮名交じりで訓まれているが、断簡の注記内容と

一致する。『吏部王記』を典拠とする指摘は、『河海抄』には見えない。

《断簡9》(一〇五六頁一三行目～一〇五七頁六行目)

律

かきりいたしてかへりこゑになるよのふけゆくまゝに

もの、しらへともなつかしくかはりてあをやきあそひ給

へあをやきをかたいとによりて鶯のぬふてふかさは梅の花かさ催馬律

此御遊夜景なるによりてねくらの鶯といへり

ほとけにねくらのうくひすおとろきぬへくいみしくおもしろ

古今集青柳哥はかへし物とめり

しわたくしことこのさまにしな給てろくなときや

【表三】「若菜上」巻断簡の注記一覧

断簡通番	「若菜上」巻断簡の注記	紫明抄	河海抄	花鳥余情
1	承平四年朱雀院御処分事有李部王記	—	—	○
8	西宮抄云累代御物在宜陽殿恒例御物納藏人所又有延喜御記所	—	○	—
9	あをやきをかたいとによりて鶯のぬふてふかさは梅の花かさ催馬律	○	○	—
	此御遊夜景なるによりてねくらの鶯といへり	—	—	○
	古今集青柳哥はかへし物とめり	—	—	—
10	とし月の行ゑもしらぬ山かつはたきのをとにや春をしるらん拾	—	○	—
	かそへしる人なかりせはいたつらに谷の松としをつま、し後	—	—	○
	折つれば袖こそほへ梅の花ありとやこゝに鶯のなく古	○	○	—
	梅か、をさくらははなに、ほほせて柳かえたにさかせてしかな拾	—	—	○
12	すこしきはかり也	—	—	○
	紫上はさくらにたとへる心也	—	—	○
	女三宮を紫上と母かたのいここにておはします事也	—	—	○
14	世のうきめみえぬ山ちに入らんには思ふ人こそほたしなりけれ古	○	○	—
	人のおやの心はやみにあらねとも子を思ふみちにまとひぬるかな	○	—	—
15	なきなそと人にはいひてありぬへし心のとは、いか、こたへん	○	○	—
	むら鳥のたちにしわかかな今さらにことなしふともしるしあらめや	○	○	—
	和泉守事	—	○	—
20	いつみなるしのたのもりのくすの木も千えにわかれて物をこそ思へ六帖	—	—	○
	高名録帯落花形鶴通天鶯通天也	—	○	—
21	延喜十六年御賀内の御引出物嵯峨御手跡一裏琴和琴各一面云々天皇於朱雀院奉賀上皇五十賀	—	○	—
25	熊 狼 施	○	—	—
	身をすて、山に入にし我なれはくまくらはん事もしられす六帖	—	○	—
27	漢孝文帝の遺詔事	—	—	—
33	耶輸陀羅 福地のそのにたねまきてあはんかならす有為のみやこに 不知誰事	—	○	—

うさくにまうけられたりけりあか月にかむの君かへり

給御をくり物などありけりかうよをすつるやうにてあ

へとし月の行系もしらぬ山かつはたきのをとにや春をしるらん拵

かしくらすほとにとし月のゆく多もしらすかほなるをか

へかそへしる人なかりせはいたつらに谷の松とやとしをつま、し後

うかそへしらせ給へるにつけては心ほそくなんとときくは

おひやまさるとみたまへくらへよかしかくふるめかしきみの

ところせさにおもふにしたかひてたいめんなきもいとく

二・三行目の行間の注記「あをやきをかたいとによりて鶯のぬふてふ
かさは梅の花かさ催馬楽律」は、『古今和歌集』（神あそびのうた・

一〇八一）の「かへしものうた」の和歌である。三・四行目の行間の

注記「古今集青柳哥はかへし物とあり」は、これを指す。『紫明抄』に「あ

をやきを、かたいとによりて、をけや、鶯の、をけや、ぬふてふかさは、

むめの花かさ 青柳、律、長生楽序、拍子十二各六、『河海抄』に「青

柳催馬楽律長生楽序拍子十二」とあるが、当該箇所への注は『花鳥余情』に見

られない。同じ行間にある次の注記「此御遊夜景なるによりてねくらの

鶯といへり」は、『花鳥余情』に「此御遊夜景なるによりてかくいへり」

とあり、先行注釈書には見られない。六・七行目の行間の注記は、『河海抄』

の説を踏襲するもので、『花鳥余情』には見られない。最後の七・八行目

の行間の注記は、『花鳥余情』から見られる注釈であり、後に三条西実

隆の『細流抄』、九条植通の『孟津抄』にも踏襲される。

《断簡10》（一〇六四頁六―一三行目）

へ折つれば袖こそほへ梅の花ありとやこ、に鶯のなく古

かくしてみすをしあけてなかめ給へるさまゆめにもかゝる

人のおやにておもきくらるとみえ給はすわかうなまめかし

き御さまなり御かへりすこしほとふる心ちすれはいり給てをんな

君にはなみせたてまつり給はなといは、かくこそにはほはまほし

梅か、をさくらのほはな、ほはせて柳かえたにさかせてしかな拵 すこしきはかり也

けれなさくらにうつつしては又ちりはかりも心わくるかたなくやあら

紫上はさくらにたとへる心也

ましなどの給ふこれもあまたうつろはぬほとめとまるにやあ

女三宮

らんはなのさかりにならへてみはやなどの給に御返ありくれ

なるのうすやうにあさやかにをしつ、まれたるをむねつふれ

て御でのいとわかきをしはしみせたてまつらてあらはや

冒頭の注記「折つれば袖こそほへ梅の花ありとやこ、に鶯のなく古」
は、『古今和歌集』（春上・三三・よみ人しらず）の和歌を引き、『源氏積』・

『紫明抄』・『河海抄』にも引かれるが、『花鳥余情』には見られない。次

の四・五行目の行間の注記「梅か、をさくらのほはな、ほはせて柳かえ

たにさかせてしかな拵」は、『後拾遺和歌集』（春上・八二・中原致時）

の和歌を典拠として指摘する。『花鳥余情』には、「梅か、をさくらの花

にほはせての心也」とあり、断簡の注記内容と一致する。なお、注記

の「拵」は、通常『拾遺和歌集』の略称であるが、典拠は『後拾遺和歌

集』であるため、注記の誤記である。五・六行目の行間の注記「紫上はさく

らにたとへる心也」は、『花鳥余情』の「紫のうへをは桜にたとへ給へり」

と一致する。次の「すこしきはかり也」の注記も、『花鳥余情』のみに

見られる注記で、「ちりはかりはすこしきはかり也」とある。

《断簡12》（一〇六七頁一―五行目）

そこ、とにありおさなき人の心ちなきさまにてうつろひ

ものすらんをつみなくおほしゆるしてうしろみ給へた

女三宮を紫上と母かたのいにておはします事也

つね給へきゆへもやあらんとそ

そむきにしこのよにのこる心こそいる山みちのほたし

へ世のうきめえぬ山ちに入らんには思ふ人こそほたしなりけれ古

なりけれやみをはるけてきこゆるもをこかましくやとあり
〔人のおやの心はやみにあらねとも子を思ふみちにまとひぬるかな〕

二・三行目の行間の注記「女三宮を紫上と母かたのいとこにておはします事也」は、『花鳥余情』の注とのみ一致する。四・五行目の行間の注記「世のうきめみえぬ山ちに入らんには思ふ人こそほたしなりけれ古」は、『古今和歌集』（雑下・九五五・物部吉名）を引き、『紫明抄』・『河海抄』も当該歌を引くが、この箇所について『花鳥余情』では、「この世は子によする詞也」と内容に関する注を記す。また、最終行の注記は、裁断箇所と重なるものの、判読可能である。注記「人のおやの心はやみにあらねとも子を思ふみちにまとひぬるかな」は、『後撰和歌集』（雑一・一一〇二・兼輔）を典拠とする和歌であり、これは『紫明抄』のみが指摘するにとどまり、『河海抄』・『花鳥余情』ともに見られない。

《断簡15》（一〇六九頁九行目～一〇七〇頁二行目）

もけさやかにきよまはりてたちにしわかないまさらにとりかへ
へむら鳥のたちにしわかな今さらにごとなしふともしるしあらめ 和泉守事
し給へきにやとおほしおこしてこのしのたのもりをみち
へいつみなるしのたのりのくすの木も千えにわかれて物をこそ思へ六帖
のしるへにてまうて給女君にはひんかしの院にもものするひ
たちの君のひころわつらひてひさしくなりにけるをもの
さはかしきまきれにとふらはねはいとをしくてなんひ
るなとけさやかにわたらんもひんなきをよのまにしのひ
てとなんおもひはへるひとにもかくともしらせしときこえ
給ていといたく心けさうし給をれいさしもみえ給は
ぬあたりをあやしとみ給ておもひあはせ給事もあれ
とひめ宮の御事の、ちはなにこともいとすぬ。るかたのやうき

一・二行目の行間の注記「むら鳥のたちにしわかな今さらにごとなしふともしるしあらめや」は、『古今和歌集』（恋三・六七四）を典拠とする和歌であり、『源氏積』・『紫明抄』・『河海抄』にも引かれるが、『花鳥余情』には見られない。この箇所は、各注釈書の間で諸説が分かれている。同じ行の「和泉守事」は、『河海抄』に「和泉守事也。和泉国名所なれば也」とある。次の二・三行目の行間の注記「いつみなるしのたのりのくすの木も千えにわかれて物をこそ思へ六帖」は、『古今和歌集六帖』（一〇四九）の和歌を注記する。『紫明抄』では、「わか思事のしけさにならふれはしのたのりの千枝はものかは」と、三奏本『金葉和歌集』（恋下・四三三・増基法師）の和歌を注記するが、『花鳥余情』には、「六帖いつみなるしのたのりのくすの木も千枝にわかれて物をこそおもへ」（初稿本系統の松永本には「六帖」なし）とあり、断簡と一致する。

以上、「若菜上」巻断簡のうち『花鳥余情』の注記と一致する文言を有する五葉は、いずれも『源氏積』・『紫明抄』・『河海抄』の古注釈書の説と重複しない。したがって、断簡の注記は、『花鳥余情』の利用を前提としているというより、むしろ先行注釈書と同様の扱いで『花鳥余情』の説も適宜参照し、引いていると判ぜられる。

「若菜上」断簡の注記内容について、先行する古注釈書との比較から下記の通り分類できる（表三）参照。

- ・『紫明抄』のみと一致：断簡12・25
 - ・『河海抄』のみと一致：断簡9・15・20・21・25
 - ・『紫明抄』と『河海抄』と一致：断簡9・10・12・14・15
 - ・『花鳥余情』とのみ一致：断簡1・9・10・12・15
- 「若菜上」巻断簡の注記内容につき『紫明抄』・『河海抄』・『花鳥余情』との注の有無について表に掲出した。ここまで検討してきた断簡1・9・10・12・15に存する注記は、『花鳥余情』にのみ見られる説であり、『紫明抄』・『河海抄』の説と重複しない。一方、『紫明抄』と『河海抄』の

二書に見られる説は、『花鳥余情』では踏襲せず、こちらでも重複しない。したがって、「若菜上」巻断簡の注記は、三書に見られる説を明確に選別していると言えよう。なお、「常夏」巻の断簡3・4・7と「野分」巻の断簡1の注記は、概ね先行注釈書の説と一致し、集めた範囲内に『花鳥余情』独自の説はみられなかった。

このように、「若菜上」巻断簡の注記は、『紫明抄』・『河海抄』・『花鳥余情』の三書の説を取捨選択して、適宜、記載していると判断できる。留意したいのは、『花鳥余情』の説を引くばあい、『紫明抄』・『河海抄』をはじめとする先行注釈書と重複せず、『紫明抄』・『河海抄』・『花鳥余情』の三書における説を選択して注記する点である。「若菜上」巻断簡の注記は、網羅的に先行注釈書の文言を取捨選択して集成したり、自説を述べたりする類の注釈ではない。「若菜上」巻断簡は、あくまでも本文が中心の写本であり、限られた天の余白や行間のスペースに読解の一助となる和歌や古記録に関する注釈書の文言をはじめ、人物比定や物語内容に関する短文の解釈、漢字ルビを適宜、メモ書きのように記している点に特徴がある。

四 成立時期

「若菜上」巻断簡の注記内容に『紫明抄』・『河海抄』・『花鳥余情』の三書の説が見られることを踏まえると、書写された時期に関する問題が浮上する。「若菜上」巻断簡の注記の書写者は、伝称筆者の通り一条教房が本文を書写し、父兼良が注を書き入れたとするばあい、その書写時期はいつ頃か。

教房は、永享一一（一二三九）年、正三位権中納言に就任以降、権大納言、内大臣、左大臣等を経て、長祿二（一四五八）年の関白氏長者となった。応仁元（一四六七）年、応仁の乱勃発後、戦禍を逃れるべく一条家の人々は、兼良息で大乘院門跡の尋尊（一四三〇～一五〇八）を頼り、

京都から奈良に疎開する。兼良、教房、教房息の政房は、当初、一条室町邸に留まった（『後法興院記』）²¹。応仁元年八月二五日条。最初に尋尊の母東御方が奈良に避難し、その翌々日、教房が奈良に避難した。その四日後、兼良と政房も避難してきた。同年九月、教房は、父兼良をはじめとする親族に宿所を譲るために、妻宣旨局とともに土佐国一条領幡多荘（高知県南西部）に向けて奈良を出立した（『大乘院寺社雜事記』）²²。応仁二年九月六日条。教房は、文明一二年一〇月に没するまで、京都に戻ることなく、土佐で生涯を終えた（『宣胤卿記』）²³。文明一二年一月二八日条。『大乘院寺社雜事記』同二月七日条。つまり、教房が書写した『源氏物語』写本は、応仁の乱以前、あるいは乱中の期間にはすでに兼良の手許にあったと考えられる。応仁の乱の戦禍により一条家の文庫桃華坊の蔵書は、一部疎開しているものを除き、その大部分が焼失した（『後法興院記』）²⁴。応仁元年九月一九日条。そのため、教房筆『源氏物語』写本は、応仁の乱以前に書写されていたばあい、桃華坊の焼失を免れ得たと考えられる。記録上において兼良と教房との直接交流が見られるのは、大乘院への疎開の時期までである。したがって、『花鳥余情』成立後に注記が書き込まれたとすると、兼良は所持していた教房筆の『源氏物語』写本に文明四（一四七二）年の『花鳥余情』成立以後、注を書き入れたと考えられる²⁵。

兼良の『源氏物語』注釈について伊井春樹は、「兼良は『花鳥余情』（文明四年十二月）を著作するにあたって、数多くの資料を利用したであろうが、その一つに文明二年三月に相伝した二条家伝来の、為家撰とする『紫明抄』ほかに種かの秘説集があった」と、兼良が二条家の学説から影響を受けて、『源氏物語』の注釈作業に取り組んだことを指摘する²⁶。前節で注記内容を検討したが、『紫明抄』の説のみと一致する注記（「若菜上」巻断簡12・25）が含まれることを踏まえると、注釈を書き入れる際、少なくとも文明二（一四七〇）年の段階で兼良は、二

一条教房の『紫明抄』を所持していた。

これらの諸条件に鑑みると、兼良は、応仁の乱後の二条家の学説を相伝し、『花鳥余情』を完成させた文明年間以後、所持していた教房筆『源氏物語』写本に注を書き入れたと考えられよう。

結び

一条教房を伝称筆者とする『源氏物語』断簡について、書誌的観点からの整理をするとともに、教房の父兼良筆とされる注記を有する「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡を対象に検討してきた。従来、伝教房筆『源氏物語』断簡の注記は、『花鳥余情』との関連性が希薄であると指摘されていたが、むしろ『花鳥余情』独自の説を踏襲する注記が幾例も存することを明らかにした。同筆で一連のツレと判断される「常夏」・「野分」・「若菜上」巻断簡は、『紫明抄』・『河海抄』・『花鳥余情』の説を重復せずに特に『紫明抄』・『河海抄』の説と、『花鳥余情』の説とを重複させずに適宜、先行注釈書の文言を書き入れている点に特徴がある。当該断簡は、『源氏物語』の本文を書写した写本であり、限られた余白へ読解の一助となる文言を取り入れることで、実用的な使用目的が窺える。

向後、一条教房自筆・真筆資料を博搜し、筆蹟比較の観点からも改めて傍証を固めていきたい。

付記

本稿の引用文に付した傍線は、私に付したものである。歌番号は『新編 国歌大観』に拠る。断簡本文の校勘に使用したテキストは下記の通り。池田亀鑑編著『源氏物語大成 校異篇』第一～五冊（中央公論社、一九八四～一九八五年）、加藤洋介編『河内本源氏物語校異集成』（風間書房、二〇〇一年）、源氏物語別本集成刊行会編『源氏物語別本集成』第三・六・七・八・九・一三巻（おうふう、一九九〇～二〇〇一年）、同編『源

氏物語別本集成続』第三・六・七巻（おうふう、二〇〇六～二〇一〇年）。

古注釈書のテキストは、下記の通り。『源氏釈』：中野幸一・栗山元子編『源氏物語古註釈叢刊 第一巻 源氏釈 奥入 光源氏物語抄』（武蔵野書院、二〇〇九年）、『冷泉家時雨亭叢書 第四十二巻 源氏釈 源氏狭衣百番歌合』（朝日新聞社、一九九九年）、『紫明抄』：田坂憲二編『源氏物語古注集成 紫明抄』（おうふう、二〇一四年）、『河海抄』：玉上琢彌編、山本利達・石田穰二校訂『紫明抄 河海抄』（角川書店、一九六八年）、『天理大学図書館善本叢書 河海抄 伝兼良筆本 二』（八木書店、一九八五年）、熊本大学附属図書館細川家北岡文庫（永青文庫）蔵本（国文学研究資料館「国書データベース」より閲覧）、『花鳥余情』：伊井春樹編『源氏物語古注集成 1 松永本花鳥余情』（桜楓社、一九七八年）、中野幸一編『源氏物語古註釈叢刊 第二巻 花鳥余情 源氏和秘抄 源氏物語之内不審条々 源語秘訣 口伝抄』（武蔵野書院、一九七八年）、『龍門文庫善本叢刊 別編二 花鳥余情』（勉誠社、一九八六年）尊経閣文庫蔵『花鳥余情』（国文学研究資料館蔵紙焼き写真に拠る）。

記録類のテキストは、下記の通り。『大乘院寺社雑事記』・『後法興院記』・『宣胤卿記』：増補続史料大成本。

また、筆蹟の比較に用いた画像は、誌面への掲載の都合で鮮明度を調整した。

ご所蔵断簡の閲覧・調査へのご快諾をいただきました関係各位に厚く御礼申し上げます。また、断簡の所在情報と書誌情報とをご提供いただきました舟見一哉氏に厚く御礼申し上げます。

注

- 小松茂美『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』（講談社、一九九二年、通番二七四～三〇八）、同『古筆学大成 第三十巻 論

- (1) 文二(講談社、一九九三年、補遺一四〇)。
- (2) 伊井春樹編『本文研究 考証・情報・資料 第六集』(和泉書院、二〇〇四年)所収。
- (3) 高田信敬「定家本の模写―伝一条教房筆四半切―」(『文献学の栞』武蔵野書院、二〇二〇年、初出、「定家本の模写」『むらさき』五五、二〇一八年二月を増補)。
- (4) 断簡38の虫損は、イェール大学バイネキ稀覯本・手稿図書館蔵古筆手鑑所収断簡の原本調査に基づく。断簡39の虫損は、個人蔵古筆手鑑『旧錦囊』所収断簡(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注 積一』講談社、通番三〇一)の影印で視認できる。
- (5) 断簡37は、久曾神昇『源氏物語断簡集成』(汲古書院、二〇〇〇年、第七六図)に拠る。
- (6) 注(3)の高田論文に同じ。
- (7) 武田則夫「翻刻古筆切名物」『MUSEUM 東京国立博物館美術誌』(三三六、一九七〇年十一月)。
- (8) 高田信敬「古筆切目安 翻字・索引・解題」(『鶴見大学紀要 第一部 国語・国文学編』二三、一九八六年三月)、伊井春樹・大阪大学古代中世文学研究会編『新版古筆名葉集』(和泉書院、一九八八年)に拠る。
- (9) 松本文子「翻刻」『類葉集』と『古筆類葉集』付 西尾市岩瀬文庫『明翰鈔』古筆関係部分(『鶴見日本文学』一一、二〇〇七年三月)。
- (10) 小松茂美『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注 積一』(講談社、一九九二年、四〇八頁)に二二葉分の極札を作成した古筆見の一覧を付しているが、一部誤りを含むため、本稿では、各種影印本や原本調査をし得た古筆見の情報のみを掲載した。
- (11) 注(10)の解説に同じ。
- (12) 中葉芳子『平成新修古筆資料集 第一集』(思文閣出版、二〇〇〇年)所収「二五 一条教房 四半切(源氏物語)」項。同じ断簡について田中登・横井孝編『源氏物語 古筆の世界』(武蔵野書院、二〇二三年)所収「44 一条教房 大四半切(常夏)①」項でも同様の指摘をする。なお、同著「43 一条教房 大四半切(葵)」項目において横井孝は、「本葉は字がやや生硬に感じられるが、他の巻とツレでないとも言いがたい」と慎重な立場を取る。
- (13) 注(3)に同じ。
- (14) 名児耶明「定家色紙の受容」(『定家様』五島美術館、一九八七年、九五頁)では、教房を「定家流の書をよくする人々が定家尊重の中で生まれてきている」と位置付ける。
- (15) 短冊の他に三井文庫蔵古筆手鑑『たかまつ』に教房の花押を有する長祿二(一四五八)年の御内書が存し、定家流の書風で書かれた公文書である(『三井文庫蔵 重要文化財 高松帖』久保田淳監修、貴重本刊行会、一九九〇年)。ただし、御内書と断簡の共通する漢字の比較は、法量や書写内容が相違するため判断が難しい。同様に伝称筆者を教房とする書状も伝存するが、署名はなく、書体の崩し方も甚だしく、比較検討が難儀である(『弘文荘古書販売目録 日本の古文書 その面白さ、尊さ』弘文荘、一九八一年、七八頁)。また、国文学研究資料館蔵『土御門院百首』(請求記号 ヨ一―一九〇)は、箱裏の墨書にて教房を伝称筆者とするが、短冊と断簡の筆蹟とは異なる。他にも、日本大学総合学術情報センター蔵『忠盛朝臣集』は、箱書にと極札(古筆別家二代了仲)で教房を伝称筆者とするが、短冊と断簡の筆蹟とは異筆である(『日本大学総合学術情報センター所蔵 古典籍資料目録―歌書編(三)―』日本大学総合学術情報センター、二〇〇八年)。
- (16) 注(3)に同じ。
- (17) 注(11)に同じ。
- (18) 注(12)に同じ。
- (19) 注(3)に同じ。
- (20) 注(3)に同じ。
- (21) 『花鳥余情』諸本の跋文に「文明四年龍集壬辰除月上澣桃華居士七十一歳誌焉」とあり、文明四(一四七二)年一二月に初稿本が完成したことが分かる。『花鳥余情』は、文明四年の初稿本と、後に周防国の大内政弘の所望により送付された文明八年の再稿本と、文明一〇年の禁裏への献上本の三系統が存する。岩坪健「一条兼良著『花鳥余情』の系統に関する再考―一条家伝来本、大内政弘送付本、および混態本の位置付け―」(『源氏物語の享受 注釈・梗概・絵画・華道』和泉書院、二〇一三年。初出、『同志社人文学』一八一、二〇〇七年一月)では、従来の初稿本・再稿本・献上本の三系統

のうち、再稿本をさらに大内政弘に送付された本の第一類と、第一類を改訂した一条家伝来本（尊経閣文庫蔵本）を第二類に分類する。
(22) 伊井春樹「兼良の源氏学の形成―二条家の秘説から『花鳥余情』の成立へ―」（『源氏物語、注釈史の研究 室町前期』桜楓社、一九八〇年）。

二〇二五年 八月三二日 受付

二〇二五年 一月一七日 採択決定

【表四】 伝一条教房筆『源氏物語』断簡 所蔵・所在情報一覧

巻名	『源氏物語大成』の頁数・行数	行数	法量	字高	注記	漢字ルビ・ 人物比定等	所在・所収情報
1	285頁11行目～286頁4行目	10	27.0×19.8	約22	—	—	鶴見大学図書館蔵 高田信敬『文献学の栞』武蔵野書院、p158
2	286頁4～10行目	10	25.1×17.0	約22	—	—	実践女子大学蔵 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、43
3	289頁14行目～290頁3行目	5	—	—	—	○	個人蔵手鑑『深摺帖』所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、274)
4	294頁3～9行目	10	—	—	—	○	根津美術館蔵手鑑『翰林秀葉』所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、275)
5	294頁9～12行目	5	25.0×8.6	21.7 (1行目)	—	○	オレゾン大学蔵古筆手鑑所収
6	295頁5～8行目	5	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、303)
7	295頁8～14行目	9	—	—	—	○	不二文庫蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、276)
8	298頁10行目～299頁2行目	10	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、277)
1	387頁1～5行目	8	23.0×13.5	21.1 (1行目)	—	—	オレゾン大学蔵古筆手鑑所収
2	389頁4～9行目	9	24.0×15.6	21.3 (1行目)	—	—	舟見一哉氏所蔵
1	830頁2～5行目	4	25.6×6.9	約22	—	○	実践女子大学蔵 『平成新修古筆資料集 第1集』思文閣出版、25 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、44
2	836頁10行目～837頁2行目	10	—	—	—	○	東京国立博物館蔵「十二号手鑑」所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、278)
3	837頁14行目～838頁6行目	10	25.8×18.2	—	○	—	『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、45 『源氏物語断簡集成』汲古書院、74 『国文学と古筆』春日井市道風記念館、p32
4	840頁10行目～841頁2行目	10	25.7×18.0	—	○	○	梅沢記念館蔵古筆手鑑『あけぼの』所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、279) 『古筆手鑑大成 第七巻 あけぼの(下) 梅沢記念館蔵』角川書店、18
5	841頁5～8行目	5	25.7×9.0	—	—	○	石川県美術館蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、281) 『古筆手鑑大成 第十三巻 手鑑(石川県美術館)』角川書店、37
6	846頁2～6行目	5	25.7×8.8	—	—	—	出光美術館蔵古筆手鑑『濱千鳥』所収 別府節子「出光美術館 古筆手鑑『濱千鳥』について」『出光美術館研究紀要』14、2009年1月 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、46
7	849頁2～8行目	10	—	—	○	○	個人蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、280)
1	863頁1～4行目	5	—	—	○	○	個人蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三巻 物語 物語注釈一』講談社、282)

2	野分	873頁3～9行目	9	25.2×14.2	—	—	○	個人蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、283) 『古筆手鑑大成 第三卷 文彩帖(重美) 根津美術館蔵』角川書店、42
3	野分	874頁7～10行目	5	24.7×9.2	—	—	—	ふくやま書道美術館蔵古筆手鑑『久澄』所収 『古筆手鑑 ふくやま書道美術館所蔵品図録Ⅳ』、26
1	若菜上	1026頁5～12行目	10	26.0×17.4	—	○	—	白鶴美術館蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、284) 『古筆手鑑大成 第二卷 手鑑(白鶴美術館)』角川書店、152
2	若菜上	1231頁5～12頁	10	—	—	○	—	今泉隆平氏所蔵古筆手鑑所収
3	若菜上	1033頁6～9行目	5	25.3×8.1	約22	—	—	舟見一哉氏所蔵
4	若菜上	1236頁5～12頁	10	—	—	○	—	林家旧蔵古筆手鑑
5	若菜上	1043頁10～13行目	5	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、285)
6	若菜上	1050頁1～8行目	10	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、286)
7	若菜上	1055頁6～13行目	10	25.8×18.5	—	—	—	石川県美術館蔵古筆手鑑所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、287) 『古筆手鑑大成 第十三卷 手鑑(石川県美術館)』角川書店、38
8	若菜上	1056頁6～9行目	4	25.0×7.5	約22	○	○	実践女子大学蔵 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、47
9	若菜上	1056頁13行目～1057頁6行目	10	—	—	○	○	根津美術館蔵古筆手鑑『二号手鑑』所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、288)
10	若菜上	1064頁6～13行目	9	25.9×16.4	—	○	○	出光美術館蔵古筆手鑑『墨寶』所収 別府節子「出光美術館蔵 古筆手鑑『墨寶』について」『出光美術館研究紀要』21、2016年1月 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、48
11	若菜上	1065頁2～7行目	8	—	—	—	—	春敬記念書道文庫蔵手鑑『筆鑑』所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、289)
12	若菜上	1067頁1～5行目	5	25.8×8.0	22.3(1行目)	○	—	舟見一哉氏蔵 高城弘一氏旧蔵(『人物で読む源氏物語 第十一卷—朱雀院・弘徽殿太后・右大臣』勉誠出版)
13	若菜上	1068頁9行目～1069頁2行目	10	25.7×18.3	—	—	—	陽明文庫蔵古筆手鑑『大手鑑』所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、304) 『古筆手鑑大成 第十一卷 大手鑑(上)』(陽明文庫蔵)角川書店、54
14	若菜上	1069頁4～9行目	8	—	—	○	—	根津美術館蔵古筆手鑑『一号手鑑』所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、305)
15	若菜上	1069頁9行目～1070頁2行目	10	—	—	○	○	五島美術館蔵古筆手鑑『筆陣毫戦』所収(『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、290) 『定家様』五島美術館、102 『五島美術館の名品【絵画と書】』五島美術館、p149
16	若菜上	1077頁14行目～1078頁2行目	3	25.9	5.2	—	—	原豊二氏蔵 原豊二『新大和人物志 第42回 一条兼良～公家の矜持としての古典文学～』『月刊大和路 ならら』2024年1月

17	若菜上	1078頁12行目～1079頁1行目	5	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、306)
18	若菜上	1080頁14行目～1081頁6行目	10	—	—	—	—	宮内庁書陵部蔵古筆手鑑所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、291)
19	若菜上	1082頁4～10行目	10	25.4×19.5	約21.5	—	○	南園文庫所蔵 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、49
20	若菜上	1083頁10行目～1084頁2行目	10	25.4×19.5	約21.5	—	○	南園文庫所蔵〔古筆学大成 第三十卷 論文二〕講談社、140) 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、50
21	若菜上	1086頁1～7行目	10	25.7×17.3	—	—	○	『源氏物語断簡集成』汲古書院、75
22	若菜上	1092頁10行目～1093頁3行目	10	—	—	—	—	実践女子大学蔵
23	若菜上	1093頁13行目～1094頁2行目	5	24.3×8.2	—	—	—	徳川黎明会蔵古筆手鑑『玉海』所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、293) 『徳川黎明会叢書 古筆手鑑篇一 玉海・尾陽』思文閣出版、59
24	若菜上	1096頁1～3行目	3	25.7×5.0	—	—	○	宮内庁書陵部蔵古筆手鑑所収〔函架番号：E1・46) 田代圭一「宮内庁書陵部所蔵『古筆手鑑』(新収本)」『書陵部紀要』69
25	若菜上	1096頁7～13行目	10	—	—	—	○	東京国立博物館蔵古筆手鑑『十三号手鑑』所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、292)
26	若菜上	1098頁7～10行目	5	—	—	—	—	日本学士院蔵古筆手鑑『群鳥跡』所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、294)
27	若菜上	1099頁10行目～1100頁2行目	10	25.8×17.8	—	—	○	曾根誠一・伊豆野町子「架蔵手鑑の和歌・物語切抄稿」〔九州女子大学紀要』22) 11
28	若菜上	1100頁14行目～1101頁3行目	4	—	—	—	—	宇和島伊達文化保存会蔵古筆手鑑所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、295)
29	若菜上	1102頁3～8行目	6	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、296)
30	若菜上	1102頁10～13行目	5	—	—	—	—	個人蔵〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、297)
31	若菜上	1107頁11～14行目	4	—	—	—	—	宮内庁書陵部蔵古筆手鑑所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、298)
32	若菜上	1107頁14行目～1108頁3行目	5	—	—	—	○	個人蔵手鑑『管城公』〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、299)
33	若菜上	1108頁7～11行目	6	25.5×10.2	約22	—	○	林原美術館蔵古筆手鑑『日本古筆手鑑』所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、307) 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、51
34	若菜上	1112頁12行目～1113頁4行目	10	25.0×17.7	—	—	—	龍興寺蔵古筆手鑑所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、308) 『古筆手鑑大成 第九卷 手鑑(京都・龍興寺蔵)』角川書店、12
35	若菜上	1114頁3～6行目	5	24.4×9.1	—	—	—	細川家永青文庫蔵古筆手鑑所収〔古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一〕講談社、300) 『細川家永青文庫叢刊 別巻 手鑑』汲古書院、39

36	若菜上	1115頁2～5行目	5	24.8×8.4	—	—	—	—	出光美術館蔵古筆手鑑『墨寶』所収 別府節子「出光美術館蔵 古筆手鑑『墨寶』について」『出光美術館研究紀要』21、2016年1月 『源氏物語 古筆の世界』武蔵野書院、52
37	若菜上	1115頁6～8行目	4	25.0×6.8	—	—	—	『源氏物語断簡集成』汲古書院、76	
38	若菜上	1117頁1～5行目	6	22.9×9.8	約22	—	○	イェール大学バイネキ稀覯本・手稿図書館蔵古筆手鑑所収	
39	若菜上	1117頁5～10行目	8	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑『旧錦囊』所収（『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、301）	
1	柏木	1231頁14行目～1232頁5行目	9	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑所収（『古筆学大成 第二十三卷 物語 物語注釈一』講談社、302）	
2	柏木	1236頁13行目～1237頁6行目	10	—	—	—	—	個人蔵古筆手鑑『筆林翠露』所収	
3	柏木	1244頁6～13行目	10	—	—	—	—	二條朋基氏所蔵古筆手鑑所収	
4	柏木	1247頁9行目～1248頁1行目	10	—	—	—	—	香川大学図書館神原文庫蔵古筆手鑑所収	
1	早藏	1989頁4～9行目	9	24.3×16.4	約21	—	—	鶴見大学図書館蔵 高田信敬『文献学の栞』武蔵野書院、p159	